



平成 17 年 6 月 27 日

各 位

プラネックスコミュニケーションズ株式会社
代表取締役 久保田 克昭
(JASDAQ コード 6 7 8 4)
問合せ先：財務経理課長 田野倉 克郎
TEL: 03-5614-1011

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 6 月 27 日開催の取締役会において、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 プラネックスコミュニケーションズ株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 発 行 価 額 額面 100 円につき 100 円
3. 本 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 無償とする。
4. 払 込 期 日 お よ び 発 行 日 平成 17 年 7 月 13 日
5. 募 集 に 関 する 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、ライブドア証券株式会社に全額を割り当てる。
 - (2) 申 込 期 日 平成 17 年 7 月 13 日
 - (3) 申 込 取 扱 場 所 株式会社東京三菱銀行 神田支店
6. 本 新 株 予 約 権 に 関 する 事 項
 - (1) 本 新 株 予 約 権 の 目 的 で 有 限 公 司 株 式 の 種 類 お よ び 数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株の 100 分の 1 未満の端数(当社が適用法令に従い当社の取締役会の決議により株式の分割と同時に単元株式数についての定款の定めを設けた場合においては、1 株未満の端数)を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、1 株の 100 分の 1 の整数倍の端数を生じたときは、法令上可能な限り、端株として端株原簿に記載又は記録する。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 本社債に付する本新株予約権の数および発行する本新株予約権の総数
- (3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
- (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額
- (6) 本新株予約権の行使請求期間
- (7) 本新株予約権の行使の条件
- 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。
- 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
- 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初136,000円とする。ただし、転換価額は本項第(8)号または第(9)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は2005年6月20日から2005年6月24日迄の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に、当社が6月30日を分割日として行う株式分割を考慮し1/5を乗じた価額とした。
- 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入額は、本項第(3)号に記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権付社債の社債権者が、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる期間は、当社が6月30日を分割日として行う株式分割における新株発行日以降とし、平成17年8月23日から平成22年7月12日とする。
- 当社が第7項第(5)号 または により本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後、または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以降、本新株予約権を行使することはできない。当社が第7項第(5)号 記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後本新株予約権を行使することができない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転換価額の修正

行使請求期間の開始日以後、毎月第一金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、取引日は株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）が算出されない日を含まない。決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が68,000円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が204,000円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行しまたは当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、次に定める算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

(10) 本新株予約権の消却事由および消却の条件

消却事由は定めない。

(11) 本新株予約権の行使請求によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までの間になされたときは7月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(12) 代 用 払 込 に 関 する 事 項 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

(13) 行使請求受付場所 名義書換代理人 三菱信託銀行株式会社

(14) 行使請求取次場所 該当事項はありません。

7. 本社債に関する事項

(1) 社 債 総 額 金2,000,000,000円

(2) 各本社債券の額面金額 金100,000,000円の1種

(3) 利 率 本社債には利息を付さない。

(4) 償 還 価 額 額面100円につき100円

ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号乃至に定める価額による。

(5) 償還の方法および期限

本社債は、平成22年7月13日にその総額を償還する。

ただし、繰上償還に関しては、本号乃至に定めるところによる。

当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。

当社は、平成17年7月14日以降、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。

本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年7月14日以降、その選択により、当社に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて、第10項記載の償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部または一部を繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。

償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

本新株予約権付社債の買入および当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(6) 社 債 券 の 形 式 無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(7) 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(8) 財務上の特約(担保提供制限)

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第 341 条ノ 2 に定められた新株予約権付社債であって、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の規定により、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。

本号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保附社債信託法第 77 条の規定に準じて公告するものとする。

8. 社債管理会社の不設置

本新株予約権付社債は、商法第 297 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。

9. 取得格付 取得していない。

10. 償還金支払事務取扱者 プラネックスコミュニケーションズ株式会社 財務経理課 (償還金支払場所)

11. 上場申請の有無 なし

12. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。

13. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の調達資金 2,000,000,000 円の使途については、これまでのハード専業からより一層の事業拡大と、収益力強化のため、ハード、ソフト、ネットサービスの 3 本柱への移行を行うためのものです。

当社といたしましては、これまでは製品開発を主に日本や台湾の企業に外注してきましたが、利益率の向上および、製品開発時間の短縮、製品競争力の強化のため今後は自社開発へのシフトが最大の企業価値向上策であると判断いたしております。こうした認識のもと、今回調達しました資金については、ソフトとネットサービスの事業立ち上げと拡大を行うための M & A 資金に 1,500,000,000 円、残額を次世代 IPv6 L2/L3 スイッチ開発、OTA (Over The Air) サービスの開発、研究開発のリソース確保に充当していく方針です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績に与える影響はありません。

2. 株主への利益処分等

(1) 利益配分に関する基本方針および配当決定に当たっての考え方

当社は株主に対する安定配当を重要な経営課題としています。しかしながら現在未処理損失、711

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

百万円であるため無配となっています。今後は新たな事業を鋭意進めて復配に向けて努力する所存です。

(2) 内部留保資金の使途

現在繰越欠損金を抱えているため、内部留保は減額されていますが、将来事業から利益が得られたときはまず復配、次に内部留保資金は新たな投資に振り向けます。

(3) その他

該当事項はありません。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期
1株当たり当期純損益 (は損失)	2,145.14円	25,341.48円	55,018.01円
1株当たり年間配当金	2,500円	1,000円	0円
実績配当性向	115.3%	-%	-%
株主資本当期純損益率 (は損失)	1.3%	17.5%	47.3%
株主資本配当率	1.0%	0.4%	-%

(注) 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 割当予定先の概要

当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称		ライブドア証券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)		金2,000,000,000円	
払込金額		金2,000,000,000円	
割当予定 先の内容	住所	東京都中央区日本橋兜町13-2	
	代表者の氏名	代表取締役 羽田 寛	
	資本の額	10,446,800,000円(注)	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社ライブドアフィナンシャルホールディングス 100%(注)	
当社と の関係	出資 関係	当社が保有している割当予定 先の株式の数	(注)
		割当予定先が保有している当 社の株式の数	(注)
	取引関係等	該当事項はございません	
	人的関係等	該当事項はございません	

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成17年5月31日現在のものであります。

4. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

今回のファイナンスを実施することにより、平成17年6月30日を分割日として行う株式分割における新株発行日（平成17年8月19日）後の発行済株式総数に対する本社債の発行による潜在株式数の比率は17.81%になる見込みであります。

（注）本社債の発行による潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を、平成17年6月30日を分割日として行う株式分割における新株発行日（平成17年8月19日）後の発行済株式総数で除した数値であります。

（2）過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
始値	700,000円	165,000円	166,000円	195,000円
高値	858,000円	302,000円	306,000円	935,000円
安値	148,000円	133,000円	156,000円	178,000円
終値	159,000円	160,000円	180,000円	695,000円
株価収益率	74.1倍	6.3倍	3.4倍	-倍

（注）1．平成17年12月期の株価については、平成17年6月24日現在で表示しております。

（3）新株予約権付社債の発行に関する補足説明

当社を取り巻く環境が大きく変化する今のタイミングを捉え、事前に資金を有することで特にM&Aを有効に利用することが可能になり企業価値を高めるためには必要な資金と考えております。

また、今回の資金調達に際し、他の手法も検討いたしました。機動的な資金調達を行うことが可能である事および、株主価値についても配慮した形である事から、当該条件にて本新株予約権付社債を発行することといたしました。なお、本新株予約権付社債の引き受け先といたしましては、ライブドア証券株式会社といたしました。ライブドア証券株式会社を選びました理由といたしましては、条件面で一番優れていたことおよび、グループ会社に当社と発展的な関係の構築が期待できる事業会社を保有すること等を総合的に勘案した結果です。

以上

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。